

(6) その他の都市施設の整備方針

ア. ごみ処理施設

ごみ処理施設については、平成14年12月に稼働した広域ごみ処理施設西胆振地域一般廃棄物広域処理施設の適切な維持管理を推進します。

3. 都市環境・景観形成の方針

(1) 自然環境の保全

ゆとりやうるおいのある質の高い生活空間の形成を図るため、森林や河川、農地などの自然環境の保全に努めます。

(2) 都市環境の形成

ア. ゆとりある都市空間を確保するため、住宅地開発にあたっては、地区計画などの活用を図ります。

イ. 市内各所にある歴史的文化財などの優れた地域資源については、都市のシンボルとするなど保存活用を図るとともに、洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想を推進します。

ウ. 街並みや道路空間における快適性を創出するため、街路樹などの植樹緑化を推進するとともに、市民意識の高揚を図ります。

(3) 都市景観の形成

ア. 身の周りの近景的なものから眺望としての遠景まで、また、自然的なものから人工的なものまで、あらゆる景観資源を生かした、まちづくりを進めます。

イ. 歴史性、文化性を取り入れ近代化を進めてきた商店街については、既存の街並みの保全や緑化などによる景観の維持に努めます。

ウ. 館山公園などの眺望に優れた高台を景観ポイントとして活用します。

エ. 緑豊かな森林や河川、海岸線など、優れた景観を貴重な資源として、その維持・保全に努めます。

オ. 新たな住宅地の整備にあたっては、緑豊かな景観の形成を促進します。

カ. 身近な情報を伝える屋外広告物の設置にあたっては、北海道屋外広告物条例に定めるルールの啓発に努めます。

4. 安全で安心なまちづくりの方針

(1) 災害に強いまちづくりの方針

誰もが安心して住むことができる災害に強いまちづくりをめざして、災害による被害の軽減、防災情報システムの整備、避難道路や避難場所の確保など、都市防災対策の推進に努めます。

また、「伊達市地域防災計画」や「有珠火山防災計画」の着実な推進を図るほか、社会状況の変化や防災計画の進捗状況に応じて迅速な対応ができるよう見直しに努めます。

① 火災対策

都市の不燃化及び延焼の防止を図るため、地域の特性を考慮しつつ、用途地域のなかで設定している準防火地域のほか、必要に応じた指定を行います。

また、公園、緑地などの防災空間の確保に努め、火災に強い都市構造の形成を図ります。

② 震災対策

地震による被害を最小限とするため、公共施設や一般住宅などの建築物やライフラインの耐震性の確保、さらに道路幅員が狭小な地域については、避難のためのオープンスペースの確保などに努めます。

③ 風水害対策

地すべりや高潮をはじめ、水防、浸水などの災害の防止を図るため、総合的な防災対策に努めます。

④ 噴火対策

将来の有珠山噴火による被害をできるだけ少なくするための対策を進めます。

ア．防災拠点となる防災センターを活用した防災訓練や防災研修など、市民の防災知識の普及と意識の啓発に努めます。

イ．関係機関との連携強化、市民の自主防災組織の設置や育成など、地域と行政の協力による防災体制づくりに努めます。

(2) 高齢者や障がい者に優しいまちづくりの方針

高齢化社会が進展するなかで、保健や医療をはじめ福祉の充実を図るとともに、公共交通の確保や歩道のバリアフリーなど、ノーマライゼーションの理念に基づいた高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます。

5. 市民によるまちづくりの方針

市民ニーズが多様化、複雑化するなかで、市民一人ひとりが自らの生活環境づくりに大きく関係する都市計画について関心を高め、積極的に参画できるための仕組みづくりを進めます。

ア．都市計画に関する知識の普及や情報の提供に努めます。

イ．都市計画を推進するため、市民が参加し、市民の意見を反映できる仕組みづくりに努めます。

ウ．市民・事業者及び行政は、相互の役割分担や信頼関係などに基づく良好なパートナーシップによるまちづくりを進める必要があり、市民が主体となって活動しやすい環境づくりに努めます。

エ．自主的に活動しているNPOやボランティア団体への支援に努め連携を促進します。

オ．企業や開発事業者によるまちづくりを促進するため、行政の総合的な調整力の発揮に努めます。

カ．市民や地域のまちづくりに対する取組みを今後の都市計画に積極的に生かしていくため、都市計画の提案制度や地区計画等に関する申し出制度などの啓発と周知に努めます。

6. 都市計画制度の運用

都市計画事業は、都市活動が一体として十分機能し得るよう、公共施設の整備や土地利用など、良好なまちづくりを実現するための手段です。

(1) 地区計画による規制・誘導

地区計画制度は、自分の住む地区の生活環境をどのように整備し、またはそれを維持するかを考え、実現するための制度です。

このため、市街化調整区域の豊かな自然環境を生かし、農林漁業との調和のなかでゆとりある生活を求める優良田園住宅や北海道条例指定区域（旧既存宅地）周辺などにおいても生活環境を保全し、地域コミュニティの維持、活性化を図るため、制度の活用を図ります。

また、市民参加のまちづくりをより進めるため、地区住民によるルールづくりを促します。

(2) 整備手法の活用

事業の実施にあたっては、多くの費用や時間を要しますが、土地の有効活用や良好な都市空間を創りあげるため、土地区画整理事業や市街地再開発事業のほか、開発行為などの手法の活用を図ります。

<参考>

ア. 土地区画整理事業

大規模な市街地の形成や防災機能の向上を図るため既成市街地において再構築を図るための手法です。

イ. 市街地再開発事業

中心市街地において、土地の共同化や高度利用、防災機能の再構築を進め、あわせて、商業振興を図るための手法です。

ウ. 開発行為

都市計画法の許可を受けて行う宅地造成で、まちづくり計画に沿った市街地形成を図るための手法です。